

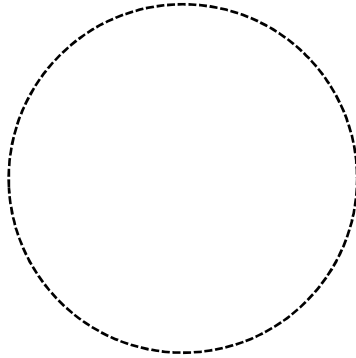
募集要項等の質問に対する回答書

平成31年1月16日

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------|------|----|---|-----|---|------------|---------------|--|---|
| | | 頁 | 第 | 項 | 号 | ア | (ア) | | | |
| 7 | 募集要項 | 14 | 第4 | 3 | (3) | コ | | 参加意思表示に必要な書類等 | 「使用印鑑届」は、印鑑証明書の印影と異なる印を契約時に使用予定の場合に提出するということが正しいでしょうか。任意様式で正しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。任意様式で構いません。ひな形は別添のとおりです。 また、音更町の平成31・32年度競争入札参加資格申請において、使用印鑑を届けている場合は、提出不要です。 |
| 8 | 募集要項 | 14 | 第4 | 3 | (3) | サ | (ア) (イ) | 参加意思表示に必要な書類等 | 「直近3期分の納税証明書(町税・国税)」と記載されていますが、未納税額が現在ないことの証明内容で各1枚の提出で正しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。なお、提出部数は各1部、写し可とします。 募集要項14ページ「サ 直近3期分の納税証明書(写し可)」を「サ 納税証明書(写し可)」に改めます。 様式集2ページ(2)参加意思表示に関する提出書類中「直近3期分、」を削除します。 様式集2ページ(2)参加意思表示に関する提出書類中「(未納がないことの証明)」を「(未納がないことの証明)」に改めます。 |
| 9 | 募集要項 | 14 | 第4 | 3 | (3) | シ | | 参加意思表示に必要な書類等 | 「法人登記事項証明書」は、写し可なのででしょうか。 | 写し可とします。 また、個人事業者の場合は、代表者身分証明書(写し可)を提出願います(本籍地の市区町村で発行可能)。 |
| 10 | 募集要項 | 14 | 第4 | 3 | (3) | セ | | 参加意思表示に必要な書類等 | 「免許番号等を記載した書面」とは具体的にどのような書類を想定されているのでしょうか。(建設の場合は建設業許可や技術者資格証明書類など?) | 様式8～10の添付資料と重複することから、本項は削除します。 |
| 11 | 募集要項 | 14 | 第4 | 3 | (3) | チ | | 参加意思表示に必要な書類等 | 「配置予定技術者調書(様式9-2)ですが、複数人分の提出は可能でしょうか。不可の場合、優先交渉権者に決定され事業に取り掛かることができた時に参加意思表示時と異なる技術者に変更することは可能でしょうか。 | 複数人分の提出は可能とします。 また、優先交渉権者に決定後、参加意思表示時と異なる技術者への変更は、特別な理由があり、同等以上の技術者を配置できると認められる場合に限り可能とします。 |

使用印鑑届

使用印



代表者印（代表者が委任している場合は、受任者印）
社印を使用印にすることはできません。

上記の印鑑は、入札・見積に参加し、契約及び協定の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届けます。

年 月 日

音更町長 小野 信次 あて

所在地

届出者 商号又は名称

代表者

印

※ 代表者が代理人を選任した場合、使用印は代理人（〇〇営業所など）のものを押印してください。
また、届出者は代表者（本社、本店など）となります。